

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態措置について

本日、本県が国の緊急事態宣言の対象区域に加えられました。これを受け、県の新型コロナ対策本部を開催し、県民の皆さま及び事業者の皆さまに要請する緊急事態措置について決定しました。

### ○措置を講ずる区域と期間

区域：県内全域

期間：1月14日（木曜日）0時から2月7日（日曜日）24時まで

### ○県民の皆さまへの要請

特措法45条1項に基づき、昼夜を問わず、不要不急の外出・移動の自粛をお願いします。特に20時以降は徹底してください。

なお、通院や食料・生活必需品の買い出し、職場への出勤、運動や散歩など生活や健康の維持に必要な場合は除きます。

引き続き、マスク、手洗い、身体的距離、三密回避などの基本的な感染対策の徹底をお願いします。

**県民の皆さまへのお願い**  
(特措法45条1項に基づく要請)

**不要不急の  
外出・移動の自粛**  
(特に20時以降は徹底)

**※生活や健康の維持に必要な場合を除く**

### ○事業者の皆さまへの要請

特措法24条9項に基づき、飲食店、喫茶店、遊興施設（バー、カラオケボックスなど）のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている飲食店の皆さまには、営業時間を朝5時から夜20時までとするようお願いします。酒類の提供時間は11時から19時までとします。

これについては、期間は1月16日（土曜日）0時から2月7日（日曜日）24時までとします。

なお、宅配やテイクアウトサービス、ネットカフェなど宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は対象外とします。

また、引き続き、ガイドラインに従った感染防止対策を徹底し、「感染防止宣言ステッカー」の掲示をお願いします。これまで、これにご協力いただいている店舗の皆さまに感謝いたします。まだ助成金を利

用されていない店舗やステッカーを掲示していない店舗は、速やかに申請をお願いします。

この時短要請に応じていただいた飲食店には、協力金を支給したいと思います。詳細をつめているところであり、決まり次第、お知らせします。

## 飲食店の皆さまへのお願い (特措法24条9項に基づく要請)

### ⚠️ 営業時間短縮(5時～20時)

※ 酒類の提供は11時～19時

期間:1月16日(土)0時～2月7日(日)24時

#### 対象施設

- 飲食店、喫茶店  
※ 宅配・テイクアウトサービスは除く。屋台は含む。
- 遊興施設(バー、カラオケボックス等)のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗  
※ ネットカフェ・マンガ喫茶等宿泊利用が相当程度見込まれる施設除く

飲食店以外の施設については、特措法に基づく要請ではありませんが、飲食店と同様に、営業時間を朝5時から夜20時まで、酒類の提供時間を11時から19時までとしてください。

また、劇場、映画館、博物館・美術館などについては、収容する人数上限を5,000人、かつ、収容率要件50%以下でお願いします。

## 飲食店以外の皆さまへのお願い

<ul style="list-style-type: none"><li>● 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</li><li>● 集会場又は公会堂、展示場</li><li>● ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)</li><li>● 運動施設、遊技場</li><li>● 博物館、美術館又は図書館</li></ul>	<p>営業時間短縮(5時～20時) ※ 酒類提供は11時～19時</p> <p>人数上限5,000人、かつ、 収容率50%以下</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 遊興施設(食品衛生法上の飲食営業許可を受けていない施設)</li><li>● 物品販売業及びサービス業を営む店舗(1000㎡超。生活必需物資及びサービスを除く)</li></ul>	<p>営業時間短縮(5時～20時) ※ 酒類提供は11時～19時</p>

### ○職場への出勤について

事業者の皆さまは、出勤者の7割削減を目指し、在宅勤務(テレワーク)やローテーション勤務を、出勤が必要な場合でも時差出勤や自転車通勤など人との接触を低減する取組みをお願いします。

また、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務の抑制にご協力ください。

このほか、休憩室や更衣室など感染リスクが高まる場面の注意、ガイドラインに従った感染防止対策の徹底をお願いします。

## 事業者の皆さまへのお願い

**!** 在宅勤務(テレワーク)やローテーション勤務  
出勤の場合でも時差出勤、自転車通勤

出勤者数の7割削減を目標

**!** 事業の継続に必要な場合を除き、  
20時以降の勤務を抑制

**!** 休憩室・更衣室などでも感染防止対策  
ガイドラインに従った対策の徹底

○催物(イベント等)の開催制限について

屋内、屋外ともに5,000人以下とし、屋内にあっては参加人数を収容定員の50%以内にし、屋外にあっては身体的距離を十分に確保してください。

感染防止対策を徹底できない場合は、開催について慎重に判断してください。また、接触確認アプリ(COCoA)を参加者に周知するようにしてください。

## 催事(イベント等)の開催制限

**屋内** 5,000人以下  
かつ、収容定員の50%以下

**屋外** 5,000人以下  
身体的距離(2m)

※ 接触確認アプリ(COCoA)を周知すること

○県主催イベントや県有施設について

上記の人数制限や営業時間の制限と同様の対応を行います。

○学校等の取り扱いについて

授業・学校行事・部活動等における感染リスクの高い活動については、児童・生徒・学生等への注意喚起を徹底するよう要請します。

○最後に

これまで県では、県医師会を始め医療関係者の皆さま、県民及び事業者の皆さまと一緒に、医療提供体制の維持・確保と感染拡大防止の徹底に努め、社会経済活動に対する影響をできる限り小さくしてきたところです。今回、国の緊急事態宣言の対象区域になるという判断がなされた以上、できる限り感染

拡大に歯止めをかけることができるよう、県民及び事業者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、取組みを徹底していきたいと考えています。

県民及び事業者の皆さまには、改めまして、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。